

2023. 7. 3

No.070

## 上野支部「声明」を発売！ 不当労働行為を直ちにやめる！！

### 大田運輸区分会の破壊を狙った不当労働行為を 直ちにやめる！！

現在、大田運輸区分会の湯瀬執行委員長に対し、会社からジョブローテーション異動の懲罰が行われている。この間も組合員への本人希望を無視したジョブローテーション異動が行われてきたが、今回の懲罰はさらに悪質なものである。なぜなら、組合員の信任を得た分会の最高責任者である執行委員長に対する異動の懲罰は、分会活動の停滞や組合運動への参加、労働組合への加入の萎縮など多くの不利益につながり、大田運輸区分会の弱体化を狙った組織破壊攻撃であり、紛れもない不当労働行為だからである。

また湯瀬執行委員長はこの間、大田運輸区の労働者過半数代表者を務め、今回の過半数代表者選挙にも立候補していることに対する不利益扱いでもある。これは「労働基準法施行規則 第6条の2 ③使用者は、労働者が過半数代表者であることを若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取り扱いをしないようにしなければならない。」とあることからしても労働基準法違反の不法行為である。

2021年12月にも、田町運輸区分会の林執行委員長へ対する強制異動が行われており、東京都労働委員会へ救済申し立てを行い、現在審議中となっている。そのような中において同様のことを平然と繰り返し行っているJR東日本会社の姿勢は、紛れもなく労働組合、とりわけ輸送サービス労働組合の破壊を狙ったものであり、断じて認めることは出来ない。人事権を濫用し、労働組合を排除し「モノを言わせない」企業風土作りを着々と進めていることは明らかである。

6月には八王子駅パンフ配布処分事件において、東京都労働委員会は会社の行為を「正当な労働組合活動に対する不利益扱い・組合活動を不当に制限するもの」であるとし、不当労働行為と認定、会社に対し命令書を交付した。しかしJR東日本会社は未だに全部救済命令を履行していない。自らの誤りを一切認めず不当労働行為を繰り返す会社にコンプライアンスを語る資格はない。経営陣はこれ以上JR東日本の信用を失墜させる行為を直ちにやめるべきだ。

**不法行為・不当労働行為が蔓延る企業に決して明るい未来は訪れない。**

上野支部は企業犯罪が体質化した会社を許さず、健全な企業と職場をつくり出すため、会社からの組織破壊攻撃を一切許さず、湯瀬執行委員長への懲罰の撤回を求め、すべての仲間とともに大田運輸区分会とたたかいを創り上げ、連帯していく。

2023年 7月 1日  
JR東日本輸送サービス労働組合  
上野支部

執行委員長へのジョブローテーション異動の懲罰は  
組織破壊攻撃だ！

大田運輸区で発生！